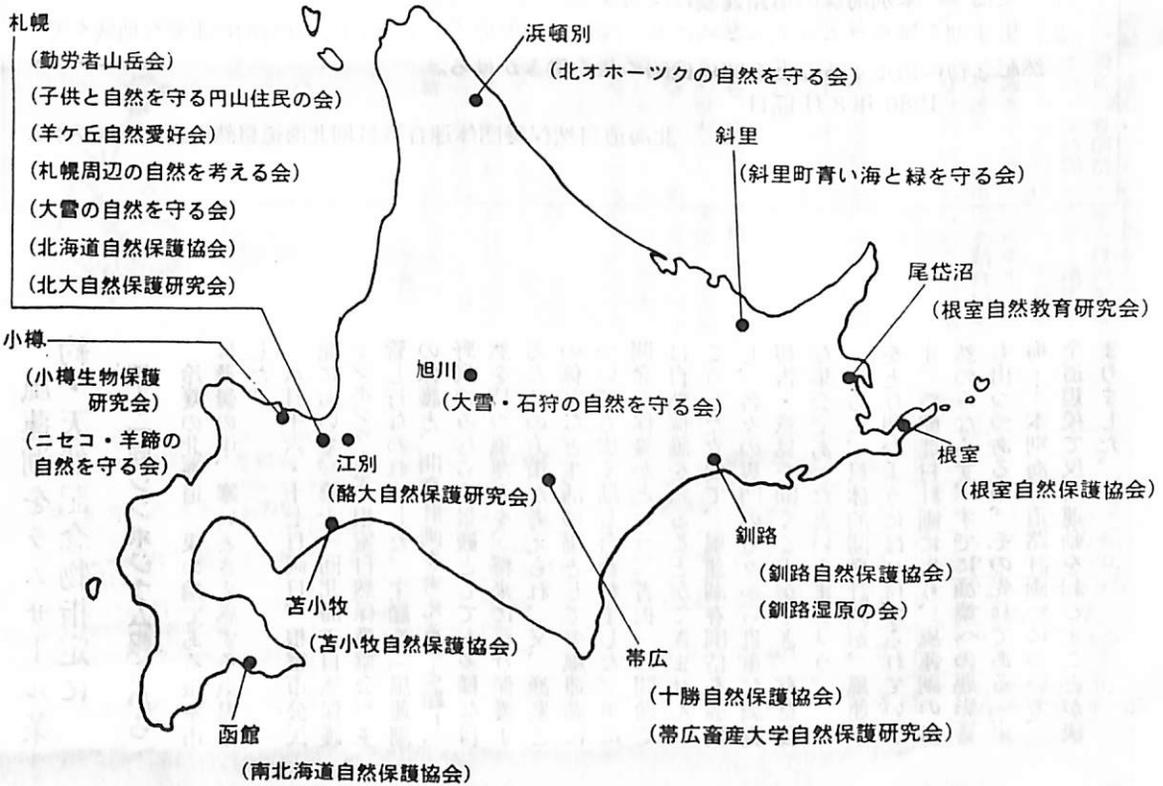


# 北の自然

第14号

1980年8月30日



## 主な記事

- 第11回北海道自然保護シンポジウム報告
- 滝野墓園と環境協定 —札幌周辺の自然を考える会—
- 環境週間記念講演 —その2—
- 日高中央横断道路計画他

## 第11回北海道自然保護シンポジウムアピール

我々北海道自然保護団体連合に結集する22団体は、東梅——本別海道路建設構想をはじめとする各種の開発計画が策定されようとしている風蓮湖の自然保護問題を考えるために、8月16~17日根室市に参集し、第11回北海道自然保護シンポジウムを開催し、風蓮湖の自然環境のすばらしさを学習しました、実際に春国岱を巡検した。

風蓮湖には、国内唯一とされる春国岱のアカエゾマツ砂丘林や、ハマナスの大群落が象徴するバラエティに富む植生があり、そこには、日本国内記録の鳥類の約半数の240種の野鳥が生息することを知った。これらの植生や野鳥は、豊富な水生動植物と共に風蓮湖の生態系を構成しているものであり、沿岸漁業の再生産の場となっていることが推察されるのである。

この豊かな自然は、人間の手によってみだりに開発されるべきでなく、子孫のためにも永く温存されるべきものである。そのために次のことを強く訴えるものである。

1. 東梅——本別海線の道路建設に反対する。
2. 風蓮湖全域をラムサール条約に基く国際保護湿原として指定し、部分的に重要な地域を天然記念物に指定することを関係機関に強く働きかける。

1980年8月17日

北海道自然保護団体連合第11回北海道自然保護シンポジウム

## 風蓮湖をラムサール条約・天然記念物指定に

### 第十一回シンポジウム報告から

冷夏の北海道。東の端である根室市は薄曇の中、寒いとさえ感ずる気温でした。

八月十六・十七日両日、根室市公民館において、第十一回北海道自然保護シンポジウムを、根室自然保護協会が主催し行なわれました。主題を「風蓮湖の保護と、開発計画を考える」と題し、野鳥のみならず景観としても多様な自然を持つ風蓮湖を、将来に亘り保護するための方策が考えられ、又、漁業との係りなど生活の場としての風蓮湖についても広く話し合われました。単に開発か保護かという二者択一の問題では自然保護を語る事ができません。こうした立場で、風蓮湖春国岱を巡検し、各々の専門の方々から貴重な調査報告・意見を聞くことができ、有意義な集会であったといえましょう。

さらに、具体的開発計画が、風蓮湖をとり囲むようにはり付けられていきます。新酪農村計画により、風蓮湖の自然のみならず、すでに漁業への悪影響も出つつある中、その先兵である「東梅——本別海線道路計画」について、全道規模で反対運動を起こすことが決まりました。

### ◆八月十六日

午後三時半、開会。主管団体の根室自然保護協会の北橋保男会長の歓迎挨拶の後、当連合井手貴夫代表の挨拶がありました。

### 記念講演

### 開発には慎重たれ

正富宏之氏（元釧路市郷土博物館長、現専修大学北海道短大教授）による「野鳥の生息と風蓮湖の価値」が話され、「野鳥生息環境実態調査」に基づき、クッチャロ湖・トウフツ湖・湧洞沼・ウトナイ湖と比べ風蓮湖の貴重さを訴えておられました。（調査による比較表は次項参照）

講演の内容をまとめますと次のとおりです。

環境が多様であればあるほど、鳥の種類が多い。

例えば、干潟・草原・砂丘・広さ（面積）・樹林等、各々の条件で生息する野鳥が異なり、風蓮湖はこの点で多様な自然条件を有している。

多様な環境は、有機物生産量も大きい。有機物とは、例えばプランクトンの生産量にも係り、単に野鳥の餌料としてのみでなく、漁業の場として、魚貝類の生産にも多大な好影響を与えている。

最後に「人はどこにでも、どんな環境にでも適応し、改変して生きていく。しかし、鳥は（自然に適応し、改変することのできない動物）限られた

所でしか生息できない。その環境が改変された場合は、もう住むことができない。だからこそ、鳥の生息環境を保護しなければならない。人間の目（立場）だけで見てはいけない。」と説き、むすびとされました。

### 映画上映

講演の後、故岡清松氏製作の8ミリ映画「晩秋の風蓮湖」（十分間）、NHK釧路支局製作の自然のアルバム「ハマナスの咲くころ」（十五分間）が上映されました。

特に前半の「晩秋の風蓮湖」は故岡氏（生前根室猟友会長）が風蓮湖春国岱の自然を心から愛されていたことが、静かなクラシック音楽にのり、見る者に深い、重苦しいほどの感動を与えました。又、岡氏のエピソードとして、氏の晩年は銃口につめ物をして鉄砲を撃てなくてよかったとことです。こうした話が、一層映画を生き生きとしたものにしていました。

### 現地調査報告・問題提起

道自然保護課委託・「野鳥生息実態調査」の実施に当たった、鳥類部の高田勝氏、植物部の小林秀雄氏が、各々の調査内容を報告した後、問題提起として、三浦二郎氏が九月二十五日開通予定の「知床横断道路」の今後の課題・「東梅——本別海線計画」の問題点について説明がありました。知床・風蓮湖相方の道路計画の場合、近隣道路との関係上、問題があること。（特に知床道路の場合、羅臼町内の狭い道路との関係）さらに、風蓮湖の春国岱・走古丹両方の地盤沈下を見すこ

すことはできない。との指摘がなされました。現に、春国岱・走古丹の先端部は、わずか一年の間に大きく消失しています。こうした現状から、十分かつ、慎重な調査が必要といえます。このことは、今後多くの市民と話し合いを深めていかなければならないことでもあります。

夕食後、代表者会議を行ない一日目の日程を終了しました。

### ◆八月十七日

八時半から、春国岱の巡検をし、鳥類植物と多くの学習をし、実際に風蓮湖の自然の素晴らしさを、肌で受け止めました。会場にもどってからの感想も、一様に風蓮湖の総合的価値を絶賛する声ばかりでした。

こうした声をうけ、前項のアピールが満場一致で決まりました。アピールを実施に移す具体的方策について、さらに関係資料については、次項から連載したいと思います。（事務局）



| 海跡湖    | 面積ha      | 最大河川m      | 流入河川 | 調査年           |
|--------|-----------|------------|------|---------------|
| 風蓮湖    | 5.219     | 11         | 13   | 1978-9 (2~12) |
| クッチャロ湖 | 1.348     | 2.5        | 8    | 1974 (9~11)   |
| トウフツ湖  | 975       | 3 (平坪0.7m) | 6    | 1975          |
| 湧洞沼    | 373       | 3.5        | 5    | 1976          |
| ウトナイ沼  | 283 (240) | 1          | 3    | 1977 (5~4)    |

|        | 最高数(a) | a/ha |                       |
|--------|--------|------|-----------------------|
| 風蓮湖    | 23.040 | 6.1  | オナガ、ヒドリ、コガモ、キンクロ、スズ   |
| クッチャロ湖 | 27.538 | 20.4 | ヒドリ、スズ、マガモ、キンクロ、ホシハジロ |
| トウフツ湖  | 30.734 | 31.5 | ヒドリ、スズ、オカヨシ、ミコアイサ、オナガ |
| 湧洞沼    | 10.404 | 27.9 | ヒドリ、スズ、キンクロ、ヨシ        |
| ウトナイ沼  | 10.560 | 37.3 | マガモ、カル、ヒドリ、オナガ、カワアイサ  |

|        | 出現種数(a) | 9-11月 | 渉含(h) | b/a % |
|--------|---------|-------|-------|-------|
| 風蓮湖    | 68      | 53    | 37    | 54    |
| クッチャロ湖 | 41      | 41    | 15    | 37    |
| トウフツ湖  | 50      | 50    | 24    | 48    |
| 湧洞沼    | 63      | 59    | 29    | 46    |
| ウトナイ沼  | 66      | 59    | 31    | 47    |

|        | 記録種類(c) | シギドリ | d/c % | 総数(e) |
|--------|---------|------|-------|-------|
| 風蓮湖    | 119     | 51   | 43    | 240   |
| クッチャロ湖 | 52      | 17   | 33    | 146   |
| トウフツ湖  | 95      | 37   | 39    | 218   |
| 湧洞沼    | 63      | 23   | 37    | 134   |
| ウトナイ沼  | 82      | 34   | 41    | 182   |

# 滝野墓園と環境協定

札幌周辺の自然を考える会  
滝野墓園

七月末の新聞紙上に南区滝野に建設が予定されている「滝野平和墓園」の許可をめぐって札幌地区労、自然保護団体が反対し、三十一日予定の起工式が中止になった旨、報道されました。報道内容をそのまま受けると、開発行為に対し自然保護なり住環境の立場からクレームをつけたと一般に理解されるでしょう。しかしこの問題は、住民運動と行政とのかわりとして、きわだてて大きな問題であることとして警鐘を鳴らしておきたい。以下「滝野墓園」と私たち自然保護団体のかわりと問題点について述べておきます。

## 滝野墓園とは

滝野墓園と呼ばれるこの「墓地」は、正しくは「滝野平和墓園」といいます。この墓園は、南区藤野（アシリベツの滝の北側斜面）に北海道社会開発公社（公社は名目、財団法人）が開発しようとするもので、民有林五一・五ヘクタールを買収し、二五、〇〇〇基のお墓を六十年までに完成させようとするものです。

いま札幌市の人口急増は、過密都市特有のいろいろな矛盾を生みだし、お墓の問題もその特徴の一つです。

住環境の中では敬遠されがちな墓地とそれの用地難が、都市における墓園建設をむずかしい問題としています。

一方で、このような都市矛盾を利用して、また日本人が一般にもっているお墓に対する信仰心を利用して、営利を目的とする大規模墓園の建設計画がブームを呼んでいます。

札幌市内（近郊も含め）では、墓園事業が十数年前のゴルフ場と同じようにラッシュを呼びそうなのです。

滝野墓園の場合も、販売価格は一区画（石つき）四平方メートル六〇万円、六平方メートル九五万円

の中止をもとめること。

以上の申し入れに対して、札幌市は当該業者（開発公社）と協議の結果、(一) (二)については全面的に受け入れることとなり、そのことが新聞で報道されています。

しかし(一)の対応について、庁内の責任の所在をめぐって時間を要しているところに官僚の自己保身、責任を下級職員に押しつけることによって権力のメンツを保持しようとする姿勢がうかがえます。

## 協定の実行をもとめる運動を

ここまで報告したように滝野墓園問題は、開発の是非をめぐる論争よりも、行政が住民と交わした約束の履行義務をめぐる問題に発展しているところに、大きな特徴があります。

別掲した朝里岳の確認書は、札幌市の第三セクターである「札幌リゾート開発公社」の朝里岳スキー場建設を、しゃにむに通したい札幌市が、銘を捨て実をとる方式の確認書であります。

そして開発行為の障害となるこの確認書は、札幌市としてはできるだけ忘れておきたいものだったと思います。

円。これが二五、〇〇〇基ですから販売総額は最低でも十五億円。これが森林の斜面を五〇ヘクタールもつぶして建てられる。そしてこのような墓園計画は、札幌市内で十四、五ヶ所にもなっています。

## 認可は一年前に

このような民間レベルの墓園建設は、墓理法の改正によって自治体の認可が必要なこと。そして認可後は、一年以内に着工することが義務づけられています。

札幌市は、多くの建設希望に対して、昨年八月に滝野墓園と南区藤野に建設する「新札幌墓園（二五・三ヘクタール）」の二ヶ所の建設を許可しました。

滝野墓園の着工のためのタイムリミットは八月三日であり、このため公社は用地の買収、各種の許可申請を急ぎ、そしてこれらの許可が七月中におけるとの見通しに立って、七月三十一日の起工式がセットされていたものです。

## 約束無視の札幌市

ところで行政が許可権をもつこのような大規模開発については、

なぜなら住民のコンセンサスがなければ開発行為ができない、また現実には、そのような処理をせざるを得ない権利関係が派生している確認書は、ある意味では「超法規」的なものであり絶対的な権利関係をもつからです。

このように見れば、滝野墓園をめぐる一連の市の対応は、表面、ミステークを装いながら、実は、このような超法規的権利関係の空洞化をネラッタのではないかと見ることが出来ます。

ここに滝野墓園がもつ本質的な問題があるし、もう一つの側面としては、板垣市政の住民対応、庁内対応の姿勢があると思います。企業の利益のためには最大限譲歩する。そして、それにまつわる行政の矛盾は、全て下級職員に押しつけていく。

不利益団体、不利益住民との約束はほとんどんほごにしていく。

私たちはこの滝野墓園問題を、過密都市札幌における「ポストゴルフ場」として位置づけ、郊外型大規模開発としての墓園事業と住環境、自然環境とのかわりに大きな関心をよせていくとともに、環境協定、確認書のいっそうの実行をもとめる運動を提起していくことが必要であると考えます。

五十三年二月十三日に札幌市と私たちとの間に交わした朝里岳スキー場にかかわる確認書によって、住民のコンセンサスを得なければならぬことが明記されています。

この確認書は、王子緑化園が手稲山の景観保護地区を解除して開発したティネハイランドスキー場以降、行政と私たちが重ねてきた協議の実績を文書化したものであります。

このような確認書が交わされているながら、私たちが滝野墓園の着工についての情報を得たのは、起工式についての新聞報道があつてからのことです。

札幌市は確認書を見せずに、一方的に許可事務をすすめて、八月三日のタイムリミットに全てを合せようとしたこと。そして私たちが墓園計画を公開し、協議することを申し入れてきたことを完全にほごにしたのです。

私たちは朝里岳確認が、北海道知事の行政指導によるものであったことから、林地開発について札幌市が道庁に提出した許可行為について、条件が具備されていないこと（住民との合意がない）を理由に、申請の却下を求めたのが問題の発端といえます。

## 道連合組織強化のために専門委員会設置

北の自然No13の十七項で提案しました「連合財政確立案」について、八月十六日の代表者会議で、組織のあり方も含めた幅広い論議がなされました。この会議内容を十分に踏まえた上で、建設的な提案をしたいと考えます。

その為に、事務局内に専門委員会（五名で構成）を設け、連合組織の必要性・道連合の将来展望・現状把握・具体的方策についての原案作成にかかります。

内容については、事務局会議にはかり、会報を通じ読者に、さらに代表者会議にはかる予定です。広い面積を有する北海道には、守り残さなければならぬ自然が多くあります。早い時期に作業を進め、より多くの方々のご意見をうかがいたいと考えます。

子孫孫に豊かな自然を伝えるために――。

(事務局)

昭和53年10月2日

自然保護・地区労4団体 殿

札幌市水道局長 永井 勝・札幌市環境局長 渡辺 進

### 小樽内ダム建設に係る申し入れに対する回答

昭和53年8月23日をもって、申し入れのあった標記のことについては、先に口頭で回答したとおり、市としても環境保全に十分配慮して、当るべき性質のものとして、貴申し入れ内容を尊重し、慎重に対処します。

(項目1について)

地域性からみでの保安林の問題については、開発利用を制限すべき趣旨に基づき(市には、この地域の観光開発の計画はなく)、これにそった措置で扱う。

(項目2について)

ダムから上流(湖面を含む)付近における開発の計画はなく、ダムから下流付近の無立木地に、沿道修景を含めた市民レクリエーション活用を整備する。

(項目3について)

国立公園内作業道の一部を、ダム管理と兼用した自然歩道への利用を検討するほかは、修復を要請する。

(項目4, 5について)

それぞれ関係の機関へ趣旨にそつよう要請する。

(項目6について)

従前同様、今後も要望があれば、関係住民と話し合いをする。

(項目7について)

申し入れの趣旨にそつて検討する。  
上記回答を含め、必要な場合は協議する。

### 定山溪ダム建設に伴う打合せ記録

1. 日 時 昭和54年10月25日(木) 16時

2. 場 所 石狩会館

3. 出席者(役職、敬称略) 石狩川開発:内山 博・長沢 大雄・福岡 敏男・新保 彰・橋本 三郎

4. 打合せ内容

(1) 技術長挨拶

日頃開発事業に深いご理解をいただいておりますことを感謝いたします。この度、石井技術長の後任としてダム関係を担当する内山です。

定山溪ダムの総事業費は530億円で54年度は22億円で仮付替トンネル、工事用道路、付替道路工事を実施しています。55年度は付替道路の継続と本体掘削にかかる予定で40億円(3ヶ年国債を含み)要求しております。

(2) 打合せ会の性格

施工主体側の対応窓口責任者である北海道開発局石狩川開発建設部技術長の交替もあり、次のことを再確認した。

定山溪ダム建設にともなう石狩川開発建設部と4団体との打合せは、「この開発が大規模であることに鑑み、この種の開発については、開発主体と住民団体との合意がなければ地方自治体としての権限は行使できない。その立場から相互が十分話し合い、了解することを前提に事業を実施することが望ましい。」という北海道知事ならびに札幌市長の意向に基づいて行われるものである。

(3) 所長工事説明(別紙計画概要図と工事一覧表により、また質疑に対する説明を含む)

イ) 道々仮付替トンネル工事は本体工事のための道々の迂回路であり、ダム完成後は閉塞する。進捗率は10月1日現在契約額に対して約90%であるが、継続工事もあり今後発注し年度内に完成を予定している。

ロ) 工事用道路その工事は本体工事のための仮設備で橋梁3ヶ所が主体でダムサイト下流と上流および骨材プラントの個所で進捗率は約70%である。

北海道開発局石狩川開発建設部、定山溪ダム建設事業所と札幌地区労働組合協議会、北海道自然保護団体連合札幌周辺の自然を考える会、朝里岳の緑を守る会との間で打合せた内容は上記のとおりである。

石狩川開発建設部 福岡 敏男

4 団体

北海道自然保護団体連合

田中 明子

朝里岳の緑を守る市民会議

寺 林 利 郎

〔資料〕

### 朝里岳スキー場建設に関する確認書

札幌市(以下「甲」という)と、札幌周辺の自然を考える会、朝里岳の緑を守る市民会議、札幌地区労働組合協議会、北海道自然保護団体連合(以下「乙」という)は、朝里岳リゾート開発公社が札幌市南区定山溪(定山溪事業区409~412林班内)に建設を予定している朝里岳スキー場(以下「スキー場」という)に関して、乙の昭和53年1月17日付申し入れ書(別添1)に基づき、協議をした結果、下記のとおり、甲、乙、双方が合意に達したことを確認し、ここに確認書を交す。

記

(項目1について)

甲は、今後計画されるスキー場、ゴルフ場、採石事業等の大規模開発について、札幌市全域を対象とする緑の基本計画策定まで、乙の意向を尊重する。

(項目2について)

甲は、緑の基本計画作成後も、大規模計画及びこれに伴う保安林解除については、地域住民の了解を得て対処することを基本的姿勢とする。

(項目3について)

甲は、無意根山及び春香山については、ツアースキー対象の施設を勘案しつつ、施業計画変更の機会にスポーツ林としての指定を取り消すよう、関係当局に取りはからうこととし、野牛山については、緑の基本計画のなかで検討する。

(項目4について)

甲は、緑の基本計画立案にあたって、乙の意向を尊重し幅ひろく市民の総意を結集するよう対処する。

(項目5について)

甲は、昭和54年までに、早期実現するよう努力する。

(項目6について)

甲は、今回解除する80haの代替ならびに、朝里岳スキー場周辺の緑化のための施業計画を明確にするよう関係当局に要請する。

(項目15について)

甲は、朝里岳、余市岳、白井岳の自然保護について①一切の利用施設を認めない、②禁伐地域を設定する③鳥獣保護区に指定するよう関係当局へ要望する、という乙の意向を理解し、緑の基本計画策定の過程で前向きに検討する。

(項目7~14及び16, 17について)

甲は、株式会社札幌リゾート開発公社に係る申し入れ事項について、昭和53年2月13日付で同公社が乙と交わした協定書(別添2)に沿って同公社を指導する。

(協 議)

以上の各項に定めない事項については、甲、乙双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

昭和53年2月13日

甲 札幌市環境局長 渡辺 進 札幌市経済局長 堀 北 朋 雄

乙 札幌周辺の自然を考える会代表 平尾 三郎 朝里岳の緑を守る市民会議 鈴木 兼男

札幌地区労働組合協議会議長 越智 喜代秋 北海道自然保護団体連合代表 山本 正

札幌地区労働組合協議会議長 越智 喜代秋 殿  
朝里岳の緑を守る市民会議会長 鈴木 兼 男 殿  
北海道自然保護団体連合代表 四十万谷 吉郎 殿  
札幌周辺の自然を考える会代表 平尾 三 郎 殿

北海道開発局石狩川開発建設部  
部長 大谷 直 郎

小樽内ダム建設に係る申し入れについて (回答)

昭和53年8月23日付、貴団体から北海道開発局長あて、申し入れのあったこのことについて、下記のとおり回答します。

記

当部は小樽内ダム建設事業の実施にあたり、小樽内川水系の水源涵養機能、自然環境保全について十分配慮しながら進める考えです。

当部管内の開発事業の実施にさいし、地域住民の理解と協力を得ながら進めていきたいと考えておりますので、小樽内ダム建設に対する貴団体からの意見や要望については十分に話合っています。

「昭和53年8月23日付け小樽内ダム建設に係る  
自然環境保全に関する申し入れ説明事項」

| 要 望 事 項   | 説 明 内 容   |
|---|---|
| 1. 札幌周辺の緑地保全、小樽内川水系の水源涵養機能の強化、水質の保全などから同水系の森林機能(保安林機能)をいっそう高めることが必要であることから、今後、同水系の開発利用、保安林の解除はおこなわないこと。 | ダム事業は、人工的に水源涵養機能を高めるためのものですが、建設事業の実施にあたり森林機能の保全について十分配慮しながら進めていきたいと考えております。<br>小樽内川水系については、このダム事業関連以外の治水利水計画は考えていません。 |
| 2. 景観維持、水質保全等のため湖面、ダムサイト及びその上下流付近の水系における施設的利用、観光的利用を行わないこと。   | 河川管理者として、ダムサイト及びダム湖面を水質保全等ダムの維持管理上、支障となるものの使用には、供する考えはない。   |
| 3. ダム本体工事の完了後は、国立公園内の作業道、工事用仮設備等一切の施設の撤去、修復をおこない、跡地の利用は行わないこと。  | ダム完成後は、将来不要な作業道、工事用仮設備は撤去、修復を行うことを原則としております。<br>ダム管理所構内及び通路をダム見学者等に支障のない範囲で使用に供することはあります。                             |

| 要 望 事 項  | 説 明 内 容   |
|--|---|
| 4. ダム下流域の河川生態系、景観維持に必要な流量を確保すること。  | ダム下流域の流況は、ダムによって平滑化されるので、平常時の水量は増加します。従って、河川生態系、景観維持を損うことはないものと考えています。  |
| 5. 国有林野の使用にともなう補償費について、小樽内川水系の森林育成費として活用する財政措置をおこなうよう関係省庁と協議し、その実現をはかること。  | ダム事業の実施に伴い、貯水池等敷地の有償所管替、土砂の採取及び立木伐採等の補償費が林野特別会計に振込まれることとなります。<br>当部は措置できる権限を有しておりませんが、要望のあったことは、その趣旨をふまえて営林局に伝えます。                              |
| 6. 環境影響評価を継続的に実施し、工事中、工事後における影響と事前評価との比較、それにとともなう見直しをおこなうとともに、環境影響評価総体について当団体と継続的に協議をおこなうこと。   | 環境調査について、工事中及び工事後においても実施する考えであり、自然環境保全について、十分配慮しながら進める考えです。また、事業の実施にさいし、地域住民の理解と協力を得ながら進めていきたいと考えておりますので、小樽内ダム建設に対する貴団体からの意見や要望については十分話し合っています。 |
| 7. 小樽内ダム本体工事及び関連工事として予想される。<br>(1) 保安林、国立公園内の立木伐採<br>(2) 工事用道路、付替道路<br>(3) 原石の採取<br>(4) ダムサイト、湛水池周辺の景観<br>(5) 工事用送電線施設<br>(6) 土捨場<br>(7) 工事中の水質保全<br>(8) 社会的環境への影響<br>について、その計画、工法、緑化復元の方法、保全、安全対策については、当団体と誠意をもって別途協議を継続すること。 | 当部は措置できる権限を有しておりませんが、一連のダム事業として、全般的に調和のとれた自然環境保全が望ましいと考えております。要望のあったことは、その趣旨をふまえて発電事業を行う北海道電力㈱に伝えます。  |
| 8. 基本計画作成にあたり、ダム使用権設定予定者である北海道電力㈱がおこなう発電施設、送電線施設の環境影響評価及び自然保護、環境保全対策の作成を義務づけるとともに計画全般について、あらかじめ当団体と協議し、合意を得るよう指導すること。  |   |

# 日本の恵まれた自然

本多勝一

私は環境問題や自然保護の問題を担当している専門記者ではなく、そうした方面を特別に詳しく知っているわけではありません。また、実は今大変忙しい問題を抱えていて、今日の為に特に調べてきたというわけでもありませんので、申し訳ありませんが、これまでの体験を主として雑談風にお話したいと思えます。

私が特にここで強調したいと思うのは、日本の自然がいかに恵まれているかという点であります。世界でもまれにみる恵まれた自然です。日本はこの「恵まれた」という言葉の意味ですが、例えばサウジアラビアという国は、ご承知の通り沢山石油が出て、恵まれていると言えはいいえるのだけれどそのような意味ではありません。つまり、「資源」としては、日本は恵まれていませんが、人間が普通生活する上での自然条件——気温・雨量、山や川の地理的配置などが大変恵まれているという意味です。

もちろん部分的には例えば裏日本の豪雪地帯のように、そこに住んでいる人にとっては難行苦行のところもありますが、それはあくまで部分的なことであり、かつ冬の間だけであって、日本全体としてみると圧倒的に恵まれた部分が多いと思えます。

北海道も日本全体からみるとかなり寒い方ですが、他の国、例えばシベリアや中国北部と比べますと、寒い期間が比較的短かいわけで、シベリアのように一年中地下の水結部分がないので凍土になる気候とは異なり、かなり恵まれたといえはいいえるわけです。

ところが世界の他の国々というのは、熱帯から寒帯までいろんな国がありますが、たいしては恵まれている部分が少ない。先程の「生活としての自然条件」は恵まれていないと思えます。以下に実例を私自身が行った所として挙げてみましょう。南半球の方へは部分的にしか行ったことはありませんが、北半球はかなりあちこち行ったので、実例も北半球がほとんどです。

まず「駄目な所」からいきたいと思います。非常に駄目な面積を占める地域として大きいのは、北極に近い寒帯北方、ソ連やカナダなどの緯度の高い所です。これは説明する迄でもないでしょう。まあエスキモーみたいな特殊な例もありますが、それらを除いては、あそこが寒いと思われているわけではありせん。

寒帯地方に次いで「駄目な部分」としては乾燥地帯であります。アジアか湿度と気温が、ハノイでは半年も続くわけです。それから中部ベトナムに行くと、俗に「ラオス風」と呼ばれる熱風が、ラオスから吹いてくる。そのために中部ベトナムの平地というものは半分くらいサバク同然の姿になっています。こんな所にサバクがあるかと思うと不思議ですが、草も生えられない所が水不足と熱風のおかげでかなりあるのです。それから南ベトナムであります。

ベトナムの中ではむしろ南ベトナムが一番快適な所であり、自然条件が一番恵まれていると思えます。それでも半年つづき乾期の間は、完全に乾燥する。その間はほとんど全然雨が降らない。メコンデルタなどではサバクの様に土煙りがモウモウと立つようになり、メコンデルタは砂ではありせんからドロドロとなり、多くの田畑が何もできない状態になってしまふ。また特にメコンデルタは海抜が低いので、川の水量が減ると海水が川沿いに伝って上ってくる。これではイネなんか作れません。だから熱帯でも一期作の所が多い。メコンデルタの三分の二くらいを占めます。ですから一口に「南方」といっても、恵まれた自然は少ないと思えます。カンボジアなどは大変良い方に属するようです。

それではあとどこが良いのかといえますと、例えばヨーロッパなどは恵まれている方でしょう。しかし日本と比べると、乾燥が好きの人にとっては確かに良いかも知れませんが、例えば水

らアフリカにかけての乾燥ベルト地帯というのはサバクが主であって、サバクというのは砂に限らず、山でも谷でも木のない不毛な所はすべてサバクと申します。今は「砂漠」と書きますが昔は「沙」（水がない）と書きました。そのサバクが非常に大きな面積を占めている。だからこのベルト地帯に入っている国は大変条件が悪い。アラビアはもちろんですが、北アフリカや中近東、中国北部から蒙古にかけて、その周辺の国々です。サバクの国というのは大変酷薄な自然でして、例えばサウジアラビアはあれだけの面積で日本の五倍くらいありますが、川というものはない。たまに一年に一・二回下シャ降りの雨が降りまして、その時だけ表面に一時的な洪水がおこるというふうな極端な自然です。サバクでもわずかに草がはえていますから、それをラクダとか羊に食わせて生活する。それからサバクの周辺に草原地帯が様々なタイプで在ります。これももちろんサバクほどではないのですが、住むという意味では決して恵まれたものではない。準砂漠みたいなものから、こういった自然が、このベルト地帯のほかに、北米や南米にもあります。もちろんオーストラリアも広大な部分がサバクです。

それでは、先程「悪い地域」としていった寒冷地帯——高緯度地域の反対の熱帯はどうか。熱帯というとバナナやパイナップルなんかがそこらにいくなどは大変悪く、ヨーロッパへ行かれた方はご存知だと思いますが、そう簡単にそこらの水を飲むわけにはいけません。日本の水というのは、少し近辺の山へ入れば簡単に清水が流れていて、しかも無害で、マラリアなどはまるで心配する必要がない。まあ今後人が大勢入るようになれば公害でわかりませんが、とにかくそういう清い水がどこにでも在る。こんな状況はヨーロッパではごく一部にしかありません。アルプス周辺の一部には美しい小川がありますが、その水は氷河から解けて出たものが多いので、日本の清水ほどきれいなものではない。

隣りの中国はどうか。飛行機で上を通ったことがあります。地上からもありますが、上から見るに緑色が「点々と」くらの程度しかなく、かなり荒涼とした風景であります。インドなんかも中国以上に荒涼とした所であり、そのように調べていくと、恵まれた国というのはまことに数少ないものであることがわかってきます。

その「恵まれた自然」というものも壊すのは実に簡単なものであります。一番簡単な例は川なのですが、例えばこの間札内川を上って見ますとダムが沢山あります。これは川を守るために作った筈ですが、魚道などは全然作っていない。北海道の川は魚が多いのですが、札内川もサケが戦後でも上がってきて大変豊かな所でした。今は全く絶滅状態になっています。オシヨロコマ

でもあるというロマンチックな空想をしがちなものですが、決してそうはいかない。熱帯降雨林地帯の代表的自然はジャングルですが、本当のジャングルというものは実に不毛なんですね。例えばニューギニアとかボルネオのジャングルへ行きますと、一種サバクと共通するようなところがあります。どういふことかと言うと、あまりに木がぎっしりはえるため、高い木が樹冠を作ってしまった。下の方へ太陽が射さない。そうすると「昼なお暗い」という状況になって、下に草もブッシュも生えない。かえって歩くには原始林のジャングルのほうが良いくらいです。そのかわりそこには何もなく、食べられる果物など全然ない。もし柔い木の若葉を取ろうとしても、はるかに高い高木の上まで登らなければならぬが、枝も少ない木が多いから手につけられない。下の方はコケとか、極くわずかな草、これは山菜といったやさしいものではなく、もの凄いいです。特に川辺などはジャングルなどが途切れるので草が発達しますが、それはナタで割るようなもの凄いい草であります。ですから本当のジャングルには食べられるようなものは全くなく、ここに迷いこんだら餓死ということも十分ありうる状況です。その点でサバクと共通するところがあります。

それから熱帯で非常に良くないのは、マラリア等の悪性の病気がです。マラリアは常識的には蚊にさされると原虫が移って病気になるといわれていますが、

もカジカもまるで見られなくなった。ダムを作ること、ダム自体にも様々な問題がありますが、一応ここではそれは別としても、魚道を作る配慮をしないということには驚くべきことだと思えます。例えばカナダの川などでは巨大な魚道が作られており、大きなサケが大群で上っています。

それから木を皆伐で切ってしまう。表土がそれで流れてしまふといったことが起きます。この前、山形県の朝日連峰へ行ってみた例ですが、木を切る前と後とをよく比較できる沢がありました。ある中型の台風が来た時、木を切った所はちょっとした小川でも土石流になり、下に扇状地ができました。ところがそのすぐ隣の木を切っていない所では、全然変化がありません。この沢では雨が降ろうと降るまいと、木々が一種の緩衝装置になっていて、ダムみたいな役を担っている。しかも人工ダムの数々の欠点はむしろあります。長所だけですが、朝鮮半島へは私が行ったことがあります。その山はかなりのハダカ山だそうです。確認はしていませんが、一説によるとオンドルの為に木を切ってしまったと聞いています。そしてもう一つの理由は、元軍が日本を襲った時に、莫大な木造船を作るため大量の木を切ってしまったと聞きます。まあいざいざにしても、昔は森林であったのが今の様になってしまったということですが、いったん切り尽してしまうとなかなかもとの通りにはならないことがわかります。

# 連合提出文書

北自連 80-12  
一九八〇・八・七

北海道開発局長 殿  
北海道自然保護団体連合  
代表 井手 貢夫

北海道自然保護団体連合  
代表 井手 貢夫

開発道々静内・中札内線計画に係る計画説明等の申し入れ

本連合は北海道開発庁が計画されている「開発道々静内、中札内線」に係る資料公開および計画説明について、これまで再三にわたり申し入れてきました。

しかしながら貴局は未だこれを拒否してはいますが、今日までこれに応じられなかった理由および今後の見通しにつき、文書で八月十二日までにご回答願いたい。

以上の旨、申し入れます。

昭和五十五年八月二十二日

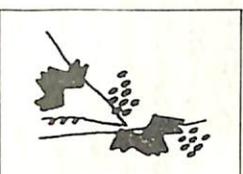
北海道自然保護団体連合代表 殿

北海道開発局長官房環境審査官  
草野 卓

一般道々静内・中札内線(仮称)に係る計画説明等の申し入れについて

昭和五十五年八月七日付、北自連80-12をもって貴連合から申し入れのあったことについて、当局の調査資料は、当局の意思決定に当たっての内部資料であり、それに基づき環境影響評価報告書を取りまとめたものであります。

当局としては、この報告書により、本路線の計画、資料等は公開されたものと考えており、申し入れの意に添えかねますので御了承願います。



## 賛助会員募集

多くの方々に「北の自然」を読んでもいただくために  
会費、年間一口、一、〇〇〇円  
会員には、年六回、「北の自然」をお渡しします。  
その他、連合主催、後援の催しの案内等、

## 連絡先

001 札幌市北区北十一条西二丁目  
北海道自然保護センター  
TEL〇一一一七三二一五七二四



## ■アセスメント不十分！

### 検討委員会報告

七月三十日、「静内—中札内線環境影響評価書」について審議してきた検討委員会(伊藤浩司委員長)は、その意見内容をまとめました。従来の審議会答申と異なり、極めて手厳しい内容でした。この意見報告を高く評価するものです。

委員会は、この日をもって一応の解散となりました。  
(次項の報告書参照)

## ■日高国定公園指定を急げ

八月十三日、道自然環境保全審議会の自然公園部会(石川俊夫部会長)は、「日高えりも山脈国定公園」申請について、早急に指定を実現する答申原案をまとめました。又、日高中央横断道路計画について、道に慎重な対応を求める付帯意見を添えています。

同部会では、自然公園法のアミがかかる前に道路計画が先行しかねないとの懸念の声も出され、道路計画について賛否両論が続出したとのこと。

尚、審議会としての答申は、九月九日でまとまる予定です。その後、知事から環境庁へあげられ、

でも、実は低レベルの野蠻人だということがわかるでしょう。なまじいけれど、それがわが祖国の実態なのであります。

こんど、日高山脈に横断自動車道がまた作られようとしているというので、その背景を調べてみました。結果は朝日新聞(東日本のみ)に報告しましたが、それはこのような立場から取材したものであります。

以上の原稿は、講演内容を事務局がテープをおこし、本多勝一氏にまとめていただきました。

再度、国レベルでの協議・審議会と続き、指定されるのは来年夏頃(八月二十六日の環境庁交渉の席上明らかにされた)の予定です。

## ■全国から日高を守れの声、相次ぐ

全国規模の自然保護・山岳団体から、公園早期指定・道路計画反対の要望書が、六月後半にかけ集中的に出されました。

- 提出された団体は次の通りです。
- 財日本自然保護協会
- 財国立公園協会
- 財日本野鳥の会
- 財世界野生生物基金日本委員会
- 財観光資源保護財団
- 財日本鳥類保護連盟
- 財日本山岳会
- 日本勤労者山岳連盟
- 全国自然保護連合

## ■釧路写真展終わる。次は旭川

七月三日〜八日まで、釧路市の長崎屋デパートで、釧路勤労者山岳会が中心となり、写真展が開かれました。山行等多忙な為、十分な情宣活動ができなかったとのことですが、一千人弱の市民が来場しました。

次は、大雪・石狩の自然を守る会が中心となり、九月二十四日、

旭川市民文化会館(予定)で開かれます。

## ■道議会で議論のまと

七月四・五日、第二回北海道議定会定例会の代表質問で「日高山脈に係る公園指定及び横断道路と多目的ダムに関する環境問題」が出され、さらに一般質問でもアセスメント報告書について論議されました。

八月五日と十九日には、道議会建設常任委員会・総務委員会で、アセスメント報告書に対する検討委員会報告及び資料公開について道側を厳しく追求しました。道は明確な答弁をしていません。

又、九月四日(予定)には、公害対策特別委員会が開かれ、アセスメントの再調査・再評価が論じられるものと思われま。

## ■道々認定は十月議会か

日高道路計画中、第一の山場とも言える「道々認定」の手続きが、九月下旬召集十月開催の、第三回北海道議定会定例会で出されるもようです。

しかし、検討委員会が実質的な再調査・再評価を求めた報告書について、各委員会が熱の入った議論をしている最中であり、なお予断を許さぬ状態です。

## ■開発局、話し合いに応ずる姿勢

再三再四にわたる資料公開、話し合いに応じよとの要請にもかかわらず、北海道開発局は今日までそれを拒み続けてきました。

しかし、八月二十六日の開発庁交渉の席上、「話し合いができるよう行政指導する」との約束から、状況は一転し、開発局・北海道・保護団体との三者交渉がもたれる可能性が大きくなりました。このことから、開発計画の多くの矛盾点につき、早い時期に話し合いをもつ予定です。

## ■帯広で反対決起集会

日時 九月二十日  
午後六時半〜八時半  
会場 帯広市勤労者福祉センター、一号会議室  
(帯広市西六条南七丁目)

日高中央横断道路計画反対決起集会を、自然保護団体・全林野の共催で行ないます。

多数の方々の参加を希望します。さらに、集会を前後して、十勝管内の各団体は現地視察・調査も企画とのこと。

日高山脈を守るために、多くの市民の力を結集させましょう。

環 審 第 129 号  
昭和55年8月4日

土 木 部 長 殿

生 活 環 境 部 長

静内・中札内線（仮称）環境影響評価書に関する検討結果について

1月30日付道路第94号により意見を求められたこのことについて、当部としては、学識経験者で構成する「静内・中札内線（仮称）環境影響評価書検討会議」を設置し、評価書の内容について、検討を依頼してきたところですが、このほど検討会議としての結論がまとまり当職あて報告があったところであります。当部としては、この報告の内容を慎重に検討し、下記のとおり意見をとりまとめたので回答します。なお、別紙により検討会議の報告書を添付しますので、これに附された附帯意見の内容についても、十分御配慮をお願いします。

記  
検討委員会報告と同文につき省略

北海道生活環境部長  
北 野 貞 一 殿

静内中札内線（仮称）環境影響評価書検討会議  
伊 藤 浩 司

昭和55年2月13日、貴職から検討依頼のあった静内中札内線（仮称）環境影響評価書について、この道路が国定公園の指定が予定されている優れた自然を有する地域を通過することに鑑み、慎重に検討を行った結果、特に意見を述べることがあると思料した点につき下記の点に至ったので、当検討会議における検討の経過を添附して報告する。

なお、附帯意見については、今後計画を進めるに当たって、特に配慮すべき事項であると考えられるので、適切に対処願いたい。

記

- 第 1 現状調査に係るもの
- 1 現状調査については、動物、植物の種名と亜種名の区別が不明確であるなど、評価書の記述に間違いが多いので、これを修正する必要がある。
  - 2 動・植物の現地調査については、特に動物の調査の時期が適切でないなど、計画地の現地調査が必ずしも十分になされているとはいえないので、今後、より詳細な調査を実施する必要がある。
  - 3 地形・地質に係る現状調査は概査程度にとどまっているので、今後、路線沿い及びその周辺の地形、地質条件について、より詳細な調査を実施する必要がある。
  - 4 河川の水質については、札内川の測定データが不足しているなど、現況の把握が必ずしも十分なされているとはいえないので、今後、必要な調査を行うべきである。
- 第 2 予測、対策及び評価について
- 1 予測に当たっては、山地に手を入れることによって生ずる土地、水、植物及び動物に及ぼす連鎖反動的な影響並びに洪水、崩壊、地すべり、なだれ、土石流等を発現せしむる異常な降雨、積雪、地震等について十分考慮する必要がある。
  - 2 影響予測の対称項目に、自動車排出ガスによる大気汚染など道路の運用に伴う諸問題が取りあげられていないが、特に影響予測を行わなくても問題ないとするならば、予測の対象としなかった根拠を評価書に追加すべきである。
  - 3 工事のための仮設道路及びその他の関連施設について記述がないが、これに対する考え方を評価書に追加すべきである。
  - 4 工事の実施設計を作成するに当たっては、治山、砂防の工法等を取り入れるなど自然破壊の防止に配慮する必要がある。
- 附 帯 意 見
- 1 国定公園の指定を予定している区域を含む 28.8kmの区間について環境影響評価を行っているが、残り約50kmの区間についても、工事の実施に当たり、この環境影響評価の趣旨を十分勘案した保全対策をとることによって環境保全を図るべきである。
  - 2 将来指定が予定されている国定公園の管理及び運営については、評価書に対する本検討会議の意見が生かされるよう十分配慮する必要がある。
  - 3 札内川流域において多目的ダムの開発計画の対策がすすめられているが、道路計画との整合性について十分配慮する必要がある。

# なぜ全国自然保護連合に「個人会員制度」の導入が必要なのか

青森の自然を守る連絡会議  
田 中 洋 一

「北の自然」の連合改革案を讀ませていただきました。財政の基盤の確立が必要な事まったく同感です。私はこの点を色々考えていく末に「個人会員」の導入こそ連合に必要なだと考えました。北海道の皆様にも御検討いただきたいと思えます。

以前より、連合はいかにあるべきか、という討論が聞かれた時に大きく二つあったと思います。「もっと確固たる組織をめざすべきだ。」「連合とはこんな物で幻想をいだくべきではない。」「私は前者です。現在連合には事務所の設立と機関誌の定期発行が求められています。しかし、今の連合には事務所を開設する力も機関誌を定期発行する力もないのが実情ではないでしょうか。

連合年間予算一八〇万円。これでそれらがやっているとわけるわけがない。当然ながら財政面での裏付けが必要不可欠です。山崎連合会長はエネルギーを国家予算に例えました。現在の連合も言わば一八〇

のエネルギーしかないわけですから、これを五〇〇にも増して、事務所の開設や機関誌の定期発行のできる体制を作っていくなくてはならないと考えます。

予算規模を増やすには単価を高める方法と数量を増やす方法の二つが考えられます。ただ単に単価を増やす、つまり会費を値上げするだけでもまだおいつきません。連合は数量つまり会員数が多い

にも少ないからです。全国連合という名からは膨大な会員数を想像するでしょうが、財政的には加盟団体数の約二百しかないわけですから、加盟団体を倍増させるといっても簡単にいくものではありません。としたら、その他会員と考えられるものはないか。それは機関誌購読者ではないでしょうか。彼らは実際に連合に金を支払っているわけですから、通常の団体では機関誌を購読している方々を会員と呼んでいるはずで、だつたら連合だつてそうしっておかしくはないはずで

私という個人会員とは、機関誌を金を出して購読している人を機関誌購読者と呼ぶのではなく、個人会員とし、またそれなりの実質を持てるようにしようと言う事なのです。仮にそうしたら加盟団体の一員であり、個人会員である人もあり、単に個人会員だけの人もあったらいいと考えられるのです。加盟団体を団体会員とし、それと個人会員にはそれぞれ一部の機関誌が送られる。個人会費は現状の機関誌の実費に、発行に係る諸経費を加えて、年間四冊を受け取るほどの額になると考えます。

「個人と団体とは違ふんだ。」という論がありますが、あえて制限は必要なのでしょうか。二人の団体と数百人の団体を我々は同じに考えてはいないはずで

この個人会員を獲得していくためにも機関誌の定期発行は必要なのです。個人会員制度が認められるという事は連合に新しい発展の可能性を与えることでしょう。

私は当初は単に金の問題から考えた個人会員が、もっと大きな意味を持つ事に気がつきました。全国連合を強くするためには、それが必要だと考える個人を確保していくことに他ならないのではないのでしょうか。

## 第 5 回 東北海道反公害自然保護交流会

青い海と緑を守る会（会長 下 米 川）  
1980年9月14日（日曜日）  
海別自然体養料管理センター  
（斜里町字峰浜 田 01522-8-2203）

交流会内容：1. 開会行事、2. 講演、3. 報告、4. 討議  
・18時30分～21時00分 夕食会（ジンギスカンパーティー）  
A 全日程参加4,000円（送検バス代、昼食代、夕食代）  
B 交流会のみ2,500円（送検バス代、軽食代）  
※ 参加料とは別に宿泊費（自然体養料管理センター）2,800円（朝食のみ）を頂きます。

宛 先 〒099-41 斜里郡斜里町本町23番地 青い海と緑を守る会事務局  
電話番号 役場 01522-3-3131 内線 269 繁在家  
博物館 01522-3-1256 中川

- ・9時15分 集合 斜里町役場前（駅より徒歩10分、駐車場可）
- ・9時20分 送検出発（バス利用）  
- 尾山橋断道路（国道334号）  
- 知床峠峠（事務局準備）
- ・14時00分 送検終了 海別自然体養料管理センター着
- ・14時15分～18時00分 交流会

# 活 動 日 誌

- 6月23日 アン・ファザール氏来道にあたり、消費者運動・環境問題につき懇談会
- 6月26日 野幌開拓の村視察
- 6月27日 北の自然No.13発行
- 6月30日 日高道路問題に係る、東京法人6団体等提出文書について記者会見
- 7月3日 札幌石山スキー場計画について、国土計画KKと話し合い
- 7月4日 第2回定例道議会代表質問を傍聴
- 7月5日
- 7月6日 道東地域の開発道路視察
- 7月11日
- 7月16日 野幌開拓の村視察、計画説明を受ける。
- 7月18日 日高中央横断道路計画・日高側の現地視察
- 7月29日 札幌滝野墓園計画（民間）について

- 市役所と話し合い。
- 8月7日 日高問題について記者会見
- 8月16日 第11回北海道自然保護シンポジウム
- 8月17日 開催（根室市にて）  
代表者会議
- 8月19日 道議会建設常任委員会、総務委員会を傍聴  
滝野墓園計画について札幌市役所と話し合い。
- 8月22日 釧路自然保護協会事務局・釧路勤労者山岳会の方々との懇談（田中）
- 8月23日
- 8月24日 東京にて環境庁、北海道開発庁他関係機関、団体と話し合い（内容は日高道路問題と風蓮湖の保護）（田中）
- 8月27日

この他、毎週火曜日・金曜日の7時より事務局会議を開いています。

## 編 集 後 記



○記憶の糸をさかのぼり、高知生コン事件といえ、坂本九郎氏の名をまずみつけることができました。

○先日、丹沢の中村芳男氏宅を訪れる機会を与えました。東京から電車、バス、車を乗り継ぎおよそ二時間、ヒノキ・スギの間を川のせせらぎを聞きながら走り、「丹沢ホーム」に着きます。ちょうどその頃、中村氏は自然観察会を終えられた後でお元気なお顔を見せて下さいました。同じコースをぶらぶら歩いてみますと、砂防・治山ダム森林伐採はいずれも同じでしたが、東京から近距離にありながら

その緑の多さには驚かされました。土日もなれば、東京から緑を求めて多くの若者がここを訪れるとのこと。丹沢の自然の豊かさは、守り育てる多くの方々のご努力の賜と言えましょう。夜遅く、若い方々との語らいの中、シカの声が深い森に響いていました。

### 販売コーナー

- ・81坂本直行山岳カレンダー 一部 一、〇〇〇円
- ・坂本直行花の絵ハガキNo.4 六枚一組で 三〇〇円
- ・十組まとめると二、五〇〇円
- ・日高山脈ポスター 四〇〇円
- ・日高現地調査報告書 五〇〇円
- 事務局までご連絡下さい。

（明子）

一九八〇年八月三〇日

### 編集発行

北海道自然保護団体連合  
代表 井手 貴夫

### 事務所

札幌市北区北一条西一丁目  
北海道自然保護センター内

### 振替口座

小樽 四〇七一  
連絡先 (〇一一)七三二一五七二四

### 印刷

事務局長 田中明子  
（株）北海道共同印刷所